

《特集2》
政治の危機
——権力の暴走に
ストップを

米中・日米関係のなかの日中問題としての尖閣問題 ——脱軍事化、脱覇権による解決のために

武藤一羊

二〇一二年秋、日本国の政治、権力をめぐる状況は異常であり、深刻である。いったい何が起きているのか。尖閣問題を切り口に探ってみよう。石原慎太郎という人物が私人として仕掛けた尖閣の東京都による買い上げというところでもない挑発行為——それは都知事の権限とか都政とかとまったく関係ない私的行為なので、都政の私物化にほかならない——が引き金となって、日中関係全体を壊すばかりか、戦争によってしか解決できない論理による対立にあつたという間に突入してしまふというありさまは、政治の病の悪性化と病の急速な進行を表している。

意図的な挑発行為に、政権が当然のように追従、加担し、国全体が引きずられていくという状況は、近代日本がすでに経験し、その恐るべき結末をも味わった筋書きである。一九三一年九月には関東軍が意図的、計画的挑発者であり、その仕掛けた満州侵略に、天皇の裁可のもと、内閣も議会も政党も労働組合も次々に支持を表し、日本帝国はそこから一九三七年の中国全面侵略、アジア太平洋戦争へ

大をとなえつつ、ずるずると中国への全面侵略にのめりこんでいった状況を想起させる。当時の近衛内閣は事件不拡大を言いつつ、他方では「国民政府を相手にせず」として和平交渉を拒み、それが果てしない侵略拡大に導いたのだ。現在の日本政府の「領土問題は存在しない」というフィクションへの固執は、かつての「国民政府を相手にせず」に見合う不吉な響きを伝える。

日中間のこのような異常な事態は何らかの緩和へ向かって動かざるをえないだろう。私たちはそれを促進すべきであり、その最低条件は日本政府側がかつての「国民政府を相手にせず」に見合う「領土問題は存在しない」という正面衝突コースから軌道修正し、交渉による解決の方式に切り替えることであることは、中国市場を失いたくない経団連から、「固有の領土」論では現政権と軌を一にする共産党までが一致する常識であろう。この常識を実行に移せるかどうか、それが現政権に崖っぷちで問われている。

だが歴史の類推はここで止めておこう。今日の状況は、前号の文章でも述べたように、米国覇権の歴史的没落期、中国の政治経済軍事大国としての急速な浮上、そこでの複合覇権の展開という特殊な状況、二〇〇九年の政権交代に始まる戦後国家の解体、そして何よりも福島原発危機による戦後国家・社会の前提の崩壊という環境のなかで展開しているからである。この状況を全体としていまどのように

と雪崩れて行ったのである。満蒙の権益を守れ、帝国の生命線を守れ、といった上からの掛け声が、呪文のように人々を内面からの縛りにかけ、戦争へと引きずっていったのである。抵抗者がいかなかったわけではなく、人々が喜んで出征していったわけでもない。出口のない対中国戦争に厭戦と閉塞の気分は底流に広がっていたと言えるだろう。だがそれが呪縛を断ち切る力にはなりえなかった。

今回、状況を強引に引きずっている勢力はかつての軍部のような単一のものではないし、構造はかつてよりはるかに複雑である。しかし、一部の勢力が仕掛けた人為的でニセの焦点に社会の目を引きつけるよう権力とマスコミが作動し、一つのあらがうことの許されない言論の枠組みが設定され、社会全体が、無関心層を含め、日常の意識に浸りながら、仕掛けられた方向へ大勢順応していく様相は、領土問題、なかでも尖閣諸島をめぐる対中国関係において表れていると私は感じる。この事態は一九三一年より一九三七年、日本が、盧溝橋事件をきっかけに、事件不拡大把握するかが、二度目の破滅への道をとらないために必要である。激化している日中関係は、一つの個別問題としては把握できない戦後国家の関心の束のなかに組み込まれているからである。

二重の歴史的背景

尖閣問題の歴史的背景が、近代日本が帝國的膨張のなかで併合した領土の戦後処理にあること、そしてその戦後処理の本身は近代日本の近隣アジアへの侵略・植民地化の清算を含むものであったこと、そしてその意味で戦後日本の脱植民地主義化・脱帝国化のプロセスのなかに位置づけられるべきであることは前提として明確にすべきである。二〇一二年九月二八日に出された「領土問題」の悪循環を止めよう！——日本の市民のアピール」は竹島・独島とならんで、「尖閣諸島（釣魚島）＝中国名・釣魚台」＝台湾名）も日清戦争の帰趨が見えた一八九五年一月に日本領土に組み入れられ、その三カ月後の下関条約で台湾、澎湖島が日本の植民地となった。いずれも、韓国、中国（当時清）が、もともと弱く、外交的主張が不可能であったなかでの領有であった」ことを指摘した。この歴史的文脈では、尖閣問題の解決は、今日の国家間関係としては、日本、中国の二者間の交渉で達成されるべき課題である。

しかし現実の尖閣問題は日中関係という孤立した文脈の

なかに存在しているわけではない。尖閣問題には第三の強力な主体が存在し、問題状況自身の形成にあずかってきたアメリカ合衆国である。さらに米・日・中によって客体として扱われがちな沖縄は、この問題について第四の有権の主体として存在している。

このなかで米国の役割はその後の状況を決定づけるものであった。尖閣問題が浮上するのは沖縄の「返還」が取り決められた一九七一年であるが、中国政府は一九七一年一二月、尖閣の日本への返還は中国の領土と主権に対する侵犯として激しい抗議を表明していた。このときニクソン政権は、尖閣を沖縄の一部として「返還」しながら、「主権問題については立場を表明しない」という立場を表明した。この間の経過を分析した原貴美恵は、米国のこの政策は「日中間、とりわけ沖縄近辺に、領土係争が存在すれば〈日本の防衛〉のための米軍の沖縄駐留はより正当化される」という考慮から「最も好ましい結果を生じさせるためのインセンティブと懲罰との組み合わせを作り出す」ためであったと論じている（『サンフランシスコ平和条約の盲点』、溪水社、二〇〇五年、二七九・二八〇頁）。尖閣だけでなく、戦後処理における旧日本領の帰属について、米国の領土係争を米国に有利な方向への介入のテコとして利用してきたことは、沖縄を人質に日ソ平和条約を妨害した一九五五年の経過でも知られている。尖閣をめぐる最近の展開がこの

一般的な枠組みのなかに位置づけられることは押さえておかなければなるまい。

米中・日米間の文脈の尖閣

今回の事態は、一九七〇年代の米国の対中・対日政策を背景にしつつ、具体的には、今日の米中の地域的覇権関係に直接に関連して展開した。前号の拙稿（『アメリカの太平洋時代』とは何か——米中〈複合覇権〉状況の出現と非覇権の立場）で、私はアジア太平洋をめぐる米中の抗争と結託の捩り合わされた状況を「複合覇権」と名付けたが、その抗争側面の方は、「南西諸島」と一括されるこの海域を重要な場のひとつとして展開しているのである。

米国の世界戦略のアジア太平洋シフトのなかで、南シナ海と並んで、日本本土から沖縄、台湾を結ぶ島づたい線で分界される東シナ海域が新たに米中の覇権的確執の対象となつていくこと、米国はそこにおいて、「統合空海戦闘コンセプト」（JASB）という新戦略で、中国の「アクセス阻止」、「領域拒否」を打ち破る布陣を敷き、それによつてかつての「大西洋時代」から「アメリカの太平洋時代」に入ろうとしていることについては前号で述べた。沖縄はその観点から新たに位置付けられ、尖閣・釣魚諸島はその圏内に位置している。

問題であるだけでなく、米国にとつては、太平洋戦略の問題であり、対中国関係の問題である。沖縄とは違ってこの小さい島々が軍事基地の価値を持つという意味ではない。それは大きくは「アクセス阻止・領域拒否」の線がどこに引かれるかに関連する問題である。とはいえ、必ずしも米国が尖閣を中国の支配に陥らないよう死守する土地に位置づけただけでもない。一九七〇年代の帰属不介入の戦略の下で、尖閣をめぐる日中の領土紛争の慢性化は、米国が、日本を政治的・軍事的JASB構想に深く引き込む格好の疑似餌としての意味を担っている。

結論を先取りすれば、尖閣問題は、日中の問題であるばかりでなく、今日の文脈においては、強く米中問題であり、そしてこの米中覇権対立に日本がどこまで米国側に統合されるかという意味で強く米日問題なのである。

島嶼防衛——JASBと動的防衛力

JASBは、米国の国力の低下を反映して、同盟国を動員し、奉仕させることを前提にしたコンセプトである。これまでのような二国間の軍事同盟で、相手国の政府を通じてしかその国の軍隊を動かさないという手間のかかる、したがって経費もかかる方式をやめて、直接太平洋諸国の軍隊を、米軍の指揮に服し、国境を越えて自由に配置、展開される統合軍に似たものに編成するというものである。

日本についてはすでに一九九七年の新ガイドライン、二〇〇五年の「日米同盟・未来のための変革と再編」で自衛隊の米軍への「縫い目のない」（シームレス）統合はとどめなく進行してきた。だがこの「米軍再編」は再び見直され、統合は飛躍的に高度化され、多角化される。二〇一二年四月、日米安全保障協議委員会でもめられた日米共同文書は、「米軍再編」普天間基地の辺野古「移設」と海兵隊の沖縄からグアムへの移転を抱き合わせにした二〇〇六年の「米軍再編ロードマップ」を修正し、海兵隊の移転は普天間代替基地の建設と切り離され、海兵隊は広域配置されて基地間をローテーションされることになった。

この広域配置に自衛隊も事実上組み込まれる。自衛隊と米軍の共同訓練のためグアムと米領北マリアナ諸島のテナアン、パガン両島に米軍施設を整備し、その費用は日本が負担する。「日米両政府が、ワシントン近郊の米海軍作戦本部と空軍参謀本部（いずれも南部バージニア州）に自衛隊の連絡官を常駐させる方向で調整を進めている」と共同通信は伝えている。二〇一二年の防衛白書では「日米韓、日米豪など多国間の枠組みで防衛協力を推進する」と述べられており、日本の軍事はすでに日米二国間ではなく、米国の指揮下にアジア太平洋に面として展開される覇権支配に直接に組み込まれているのだ。

二〇一〇年に策定された新防衛計画大綱が、一九七六年

以来の「基盤的防衛力」という戦後自衛隊の基本的ドクトリンを廃棄し、「動的防衛力」という機動力に軸足を置く攻撃的ドクトリンを採用したことは、戦後日本の軍事の根本的転換であった。それは米国側のJASBの展開に足並みをそろえる転換であった。しかし米国はまだ十分満足はしておらず、それを基礎に自衛隊の米軍への一層完全な統合を要求している。

二〇一二年八月に発表されたいわゆる第三次アーミテージ報告(The U.S.-Japan Alliance — Anchoring Stability in Asia, CSIS)では、自衛隊の「作戦能力を高め、終局的には米軍・自衛隊合同機動部隊の編成を目的に、米国は自衛隊により大きい責任と任務を割り振らなければならぬ」と露骨な表現で要求し、海上自衛隊の統合運用は満足できるものだが、陸上自衛隊については米陸軍・海兵隊との協力関係が不十分であるとして、「陸上自衛隊の姿勢を地上作戦中心から方向転換させ、機敏に行動でき展開できる部隊に変えることが、同盟国軍の将来の構成を考えれば得策であろう」と述べている。陸自に海兵隊を設けるべしという提案である。「統合海洋展開能力(joint maritime expeditionary capabilities)」とは、日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランドにとつての核心的焦点」であり、それには「米軍、とくに海兵隊との合同訓練」が相互運用性を高めるのに最適だという。これは米国の海洋支配

統合輸送・機動展開(2) 防空作戦(3) 対艦攻撃(4) 自衛隊と米軍の施設防護(5) 尖閣での着上陸作戦の5つの作戦で応戦する」とし、「具体的には、中国の不法上陸後、中国海軍の動向から『国家意思』を確認した段階で、島嶼防衛の中核部隊と位置付けられる陸自『西部方面普通科連隊』(長崎)が佐世保(同)から海自輸送艦で緊急展開。着上陸作戦により、中国の水陸両用部隊や空挺部隊を尖閣から排除する」。つまり敵前上陸で島を奪い返す。さらに「防空作戦・対艦攻撃では、海自佐世保基地の艦艇、空自の築城(福岡)・新田原(宮崎)・那覇(沖縄)三基地の戦闘機を投入。防空作戦では、中国によるミサイル攻撃に備え、陸自高射特科(砲兵)部隊だけでなく、地对空誘導弾パトリオット(PAC3)などによる広域防護を担う空自高射部隊との連携拡大に重点を置いた」としている。産経は「いずれも自衛隊による単独作戦を想定したが、実際の有事では米軍も参加し、より強力かつ重層的な作戦が可能になるとみられる」と結んでいる。

産経のこの報道に、「米揚陸艦に陸自乗艦 島嶼防衛で合同訓練へ」とする『沖繩タイムズ』の以下の記事(二〇一二年八月二二日)を重ねて見れば何が進行しているかは一目瞭然であろう。

陸上自衛隊西部方面隊員約40人は21日、うるま市の米

権への戦略重点の移行を反映している。海の支配には島の支配が肝要なのである。

日本は急速にこの米軍戦略に一体化しつつある。二〇一二年五月一日、訪米した野田はオバマとの間で中国の軍拡をにらんで「防衛協力のさらなる強化をめざす」とし、日本は二〇一〇年末の防衛大綱で示した自衛隊の機動的な配置を図ると約束した(『朝日新聞』二〇一二年五月一日)。その重点が、自衛隊の南西諸島防衛とされ、琉球列島の先島がその最前線に仕立て上げられようとしているが、尖閣諸島はその焦点に置かれている。

上陸作戦と対中戦争の想定

「動的防衛」とは具体的には何であるのか。軍はどのような事態を想定し、訓練や演習を行っているのか。それを感覚的につかむために、最近の報道から拾ってみよう。

『産経ニュース』(二〇一二年五月九日)は、尖閣諸島が中国に占領されたと想定し、陸海空自衛隊がそれを奪還する作戦を二〇一一年一月に策定したと報じていた。それによると、この作戦は「偽装漁民の不法上陸をきっかけに、周辺海域まで中国に占領されるというリアルなシナリオ」で構成されて、「中国の弾道ミサイルの命中精度向上を踏まえ陸海空統合運用により能力の強化策も検証していた」という。それについて「自衛隊は(1) 陸自部隊の

軍ホワイトビーチに入港している強襲揚陸艦ボノム・リシャルとドック型揚陸艦トートウガに乗艦した。在沖海兵隊とともにグアム、北マリアナ諸島テニアンに向かい、離島侵攻を想定した島嶼(とうしょ)防衛の能力向上のため実動訓練を9月26日まで行う。テニアンで陸自と海兵隊の合同訓練は初めて。目撃者によると、21日午前七時ごろから数回にわたって、エアクッション型揚陸艇(LCAC)が艦船と機材の集積場を行き来したり、車両やコンテナなど資材が艦船に積み込まれたりした。海兵隊員や陸自隊員は昼ごろ、乗艦した。実動訓練ではポートヤヘリによる島嶼部への上陸訓練を実施。上陸後の攻防に備えた水陸両用の作戦を想定し、非戦闘員の救出や港湾の確保に向けた連携も確認する。訓練は、今年四月の米軍再編見直しの共同文書で示された「動的防衛協力の促進」の一環。海洋進出を活発化させている中国をけん制する狙いがあるとみられる。日米両政府は、グアムやテニアンを共同訓練の拠点に位置付けている。

米海兵隊と自衛隊がフィリピンで訓練施設を共同使用する検討を日米政府が開始したが、これは「米軍、自衛隊を分散配置することで、中国などによる第一撃を受けた後も反撃できる(抗堪性)を強化することが狙い」で、「第一撃は沖繩の基地が吸収する」ことが想定されている(『産

経新聞』二〇二二年四月二四日)。

もう一つ。

陸自と米海兵隊が上陸訓練「特定の島想定せず」

【米グアム＝高沢剛史】陸上自衛隊と米海兵隊は22日、米領グアム島で、敵に占領された島を奪い返すという想定で離島への上陸訓練を実施し、報道陣に公開した。陸自が在沖繩海兵隊と離島上陸訓練を行うのは初めて。訓練には、南西諸島の防衛を担当する陸自西部方面隊の約30人と、米第31海兵機動展開隊の約30人が参加。沖合に浮かぶ米海軍の揚陸艦「トーテュガ」を出発した陸自隊員らは、ゴムボートに分乗してグアム島西部の砂浜に上陸。海岸付近で自動小銃を構え、周囲を偵察したり、敵を制圧したりする手順を確認した。訓練は4月、日米の外務・防衛両閣僚協議で米側が打診して実現。8月21日から9月26日までの三七日間の日程で実施されている。自衛隊は尖閣諸島を含む南西諸島の防衛を強化する方針を打ち出しているが、今回の訓練について「特定の国、地域や島を想定した演習ではない」としている(読売新聞)二〇二二年九月二二日、傍点引用者)。

『産経』が報じた三自衛隊の尖閣逆上陸作戦は、この記事によれば、中国側の「国家意志の存在」を確認してから

の作戦であるから、国家間の戦争である。憲法の規定で交戦権をもたない日本自衛隊がこのような戦争を行えるのだろうか。いやこのような作戦計画を立てること自体が憲法違反ではないか。違憲を言いたてる議会勢力が極少数になった今日でも、上記のような軍事作戦を自衛隊独自で遂行することは憲法上許されまい。いま声高に叫ばれている「集団的自衛権」を合憲と解釈せよという主張には、このような戦争を米軍との共同作戦という名目で合法化できるとする理屈が隠れているのであろうか。どのような理屈をつけるにせよそれは憲法の無視、愚弄の上に立てられた戦争計画である。「動的防衛」にはこのような途方もない超憲的突出が盛られている。

脱覇権への一步

石原の尖閣買い取り挑発は、国会や世論の背後で進行していたこのような軍事力学の急速な変化を読み取り、挑発が効果を生むことを当て込んで、行われたと見るのが妥当であろう。そして挑発者の思惑はみごとに実現した。仕掛けられていたバネは跳ねた。挑発の効果は、中国における「反日デモ」とそれを材料に煽られる「反中」感情の正統化であった。マスコミはほぼ一致して「固有の領土」論を議論の余地のないものと提示し、相手側の主張を紹介するという最低の機能すら果たしていない。

尖閣問題はむろん日中問題である。だがこの日中問題は具体的には「米中問題」+「米日問題」を介して今日の先鋭で危険な対立に至っているのだ。尖閣問題のこのような多項的な全体像は、巨象を一瞬で消してしまうスペクタクル・マジックさながら、いったん見事に消し去られ、気が付くと、日中対決のシヨウ——善玉日本と悪玉中国の対決——にすり替えられ、上演されているのである。そして、このシヨウのシナリオを逆に現実を持ちこんで、悪玉中国から日本を、沖繩を守ってくれるアメリカという筋書きで、米国の対中戦略も日米合同作戦も沖繩へのオスプレイ配備もすべて合理化してしまうことになる。

だがこの舞台で演じられる尖閣問題はつくりものなので、それを真に受け、現実をそれで解決しようとしても現実を受け付けない。シヨウで演じられる筋書きに一体化するのではなく、だれが筋書きを描いたのか、この舞台はどのような仕掛けなのか、その構造全体を認識することが必要である。舞台とは米中複合覇権下の領域支配のための抗争、そこに進んで組み込まれている日本である。

この舞台から降りして初めて、尖閣問題を本来の歴史の文脈において、日・中・台・沖の、そしてその民衆の間のあるべき関係として解決することができるのである。

そのためには何が必要か。

第一に、領土紛争を武力行使によって解決しないことを

すべての当事者が合意することが必要である。その上で、前述のように、そこに領土をめぐる係争があることを認めることが入口である。そして、係争当事者の主張を公平に広く公開し、それぞれ相手がどのような主張を展開しているかを広く知らせる必要がある。「わが国固有の領土」論と「領土問題不存在」の主張の下で、日本政府もメディアも相手側の主張についてはほぼまったく語らず、相手の主張を頭からはねつけることで排外主義的なシヨナリズムを煽っている。領土問題の存在を認めさせるとはまずこのアプローチを改めさせることである。そして同様の活動を市民レベルで広く展開することである。

第二に、今日、米中が太平洋をはさんで軍事的・経済的に支配権をめぐる緊張を高めているなかで、日本が米国側でこの対抗関係に能動的に参加し、そのことで、日中間懸案としての尖閣問題が、軍事的争奪＝武力衝突をはらむ性格を帯びていること、すなわち尖閣問題が、問題として軍事化されていることが広く認識されるべきである。右に紹介した「日米同盟」下での尖閣争奪戦のシナリオはそれを示している。必要なのは、尖閣問題が日中問題であるだけでなく、米中・日米問題でもあることの認識である。それは日本がこの米中覇権対決の一方に与しない立場(非覇権の立場)をとることで、尖閣問題を非軍事化することが解決のカギであることを示している。

第三に、日本にとっては、非覇権の立場とは脱覇権、すなわちなされているコミットメントを取り消すプロセスに進むことを意味する。尖閣を戦場モデルに設定して組み立てられ始めた自衛隊の南西諸島重点配備戦略を見直し、米国のJASB戦略への一体化を見直し、その束縛をゆるめ、そして最終的には、日米関係を非軍事化することであり、米国との軍事的取り決めに平和友好条約に変え、中国を含めた東アジアの多角的平和保障の仕組みを追求することである。米中の対抗関係のなかで米国の軍事拠点の役割を、直接に、また日本国家を通じて、押し付けられている沖繩では、日米による二重の植民地化への歴史的な抵抗が始まっている。このたたいは、アジアの脱覇権化の大きい流れのなかに位置づけられるだろう。前号の拙文でも触れたように、東シナ海だけではなく、南シナ海の島や岩礁の支配をめぐる紛争も、米中の緊張のなかに置かれている。一方の覇権的支配の企てに対抗するため他方の支配を受け入れざるをえないという状況を防ぐために、実質的な力をもつ非覇権圏形成へのプロセスが推進されなければならぬ。

第四に、このようなプロセスを起動し推進するのは、国境や権力の引く境界をこえてつながる民衆の力であろう。他方、領土問題を戦争にまで押し上げて行く力も、民衆の手に握られている。排外主義的愛国主義やナショナリズム

の広がり一方で、アジアの「民間の連帯」で戦争を防ぎ、解決をもたらそうとする動きはすでに始められている。どのように分断・対立の壁を破って新しい基準でアジアの民衆が手を結べるのか、それがきれいごとでなく問われる時代に私たちは入ったのである。

確認しよう。「非覇権」は机上の理想主義的なスローガンではない。ちょうど一九五五年のバンドン会議の平和一〇原則がそうであったように、アジア太平洋にとって過去の経験から引き出された憲章の意味をもっている。少なくともそれは米中日の関係の基礎に置かれた原則である。一九七二年九月、日中両国は、国交を回復する共同声明のなかで、「主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則の基礎の上に両国間の恒久的な平和友好関係を確立することに合意」し、「右の諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、日本国及び中国が、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し、武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認」するとともに、「両国のいずれも、アジア・太平洋地域において覇権を求めるときではなく、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国あるいは国の集団による試みにも反対する」と宣言した。同じ年の一月、米中両国は国交正常化への原則を定めた

「上海コミュニケ」に上記とまったく同文の非覇権条項を盛り込んでいた。

この原則を今日の具体的状況のなかで復活、適用させなければならぬ。今日の日本の権力の異常で野放図に危険な振舞いに歯止めをかけるためには原則に依拠する民衆の圧力が必要なのである。

領土をめぐるこの紛争の最終的解決の形は、尖閣諸島をとりまくすべての国、地域の人びと、とくにこの海域を漁場とする人びとが、安心して島とその周辺を利用できるような状況をつくること、そしてもし海洋資源がそこに存在するならば、共同で秩序あるかたちで周辺諸国が等しく恩恵にあずかれるような取り決めに達することであろう。それが保証されるならば島がどの国に帰属するかは大きい問題ではない。逆に、土地はどこかの国家の主権に排他的に帰属しなければならぬという近代国家の限界——その有害性はいたるところで感じられている——を越える新しい枠組みへの先例がつけられるかもしれない。対立と緊張が深刻であればあるほど、そのような枠組みの必要性と必然性もそこに成熟している、と私は見たい。

(むとういちよう／ピープルズ・プラン研究所)